

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

苅田町長 遠田 孝一

市町村名 (市町村コード)	苅田町 (40621)
地域名 (地域内農業集落名)	苅田町 与原上～1、与原上～2、二崎、新津、猪熊、浄土院、木ノ元、片島、岡崎、葛川、稲光、稲光上、八田山、山口、北谷、本谷、谷、法正寺、黒添、鋤崎
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(全体)

- ・主食用米の耕作が主である。将来的に後継者がいない農家も多くあり耕作放棄地の増加が懸念される。
- ・麦を作っても単価が安いいため、転作が進まない。

(農地中間管理事業について)

- ・集積・集約化とは言うが、1つの田の面積は小さく、農道も狭い、農機具は近年大型化している。

まずは、農地整備をすることが先ではないか。

- ・補助事業の要件や書類を緩和してほしい。

(地域計画について)

- ・苅田町の認定農業者のみを集めても集積・集約化にはならない。次回以降は地域の耕作者を集めて話すべき。

【地域の基礎的データ】

認定農業者: 13件(個人11件、集落営農1件、法人1件)

水稻、麦を中心に水田活用農業を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者を中心に集約化を行い農地利用を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	335 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	317 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内を農業上の利用が行われる区域とすることを基本する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田を中心に認定農業者に集約を図る
(2)農地中間管理機構の活用方針
機構を活用した農地の賃借を行うことで、担い手へ段階的に集約を図る
(3)基盤整備事業への取組方針
現状なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

有害鳥獣駆除委員会と連携し捕獲体制の構築等に取り組む。